

(趣旨)

第1条 この規則は、清瀬市教育委員会(以下「委員会」という。)が受理する請願の処理について必要な事項を定めるものとする。

(請願の提出)

第2条 請願は、請願書により全て教育長を通じて行わなければならない。

2 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人又は団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名)を記載し、署名又は記名押印しなければならない。

(請願書の処理)

第3条 教育長は、前条の規定による請願書を受理したときは、これを委員会の会議に提出しなければならない。

(通知)

第4条 委員会は、請願について迅速かつ適切に審議し、教育長を通じて、審議の結果を請願者に通知する。

(教育長の専決)

第5条 教育長は、請願で軽易な事項については、適宜これを処理することができる。緊急その他やむを得ない事情のあるときも、また同様とする。

2 教育長は、前項の規定により処理した事項は、次の委員会の会議に報告しなければならない。

(説明の聴取)

第6条 教育長は、必要があると認めるときは、請願者及びその他関係者の出席を求め、教育長の許可する時間内において説明を聴取することができる。

(陳情等)

第7条 陳情書又はこれに類するもので、内容が請願に適合するものは、請願書と同様に処理することができる。

(委任)

第8条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。